

農業の担い手育成、農地有効活用 及び水田農業の推進について

令和6年10月
農林水産部農業経営課

目次

<u>I 農業の担い手確保・育成</u>	4
1 農業の担い手の状況	
2 法人化、法人経営の強化等	
3 集落営農の組織化、経営強化	
4 新規就農者の確保・定着支援	
5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成	
6 農福連携の推進	
<u>II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立</u>	15
1 現状・課題	
2 主な取組	
<u>III 都市農地を活かした経営</u>	21
1 現状・課題	
2 主な取組	
<u>IV 水田を活用した経営の安定</u>	23
1 現状・課題	
2 主な取組	

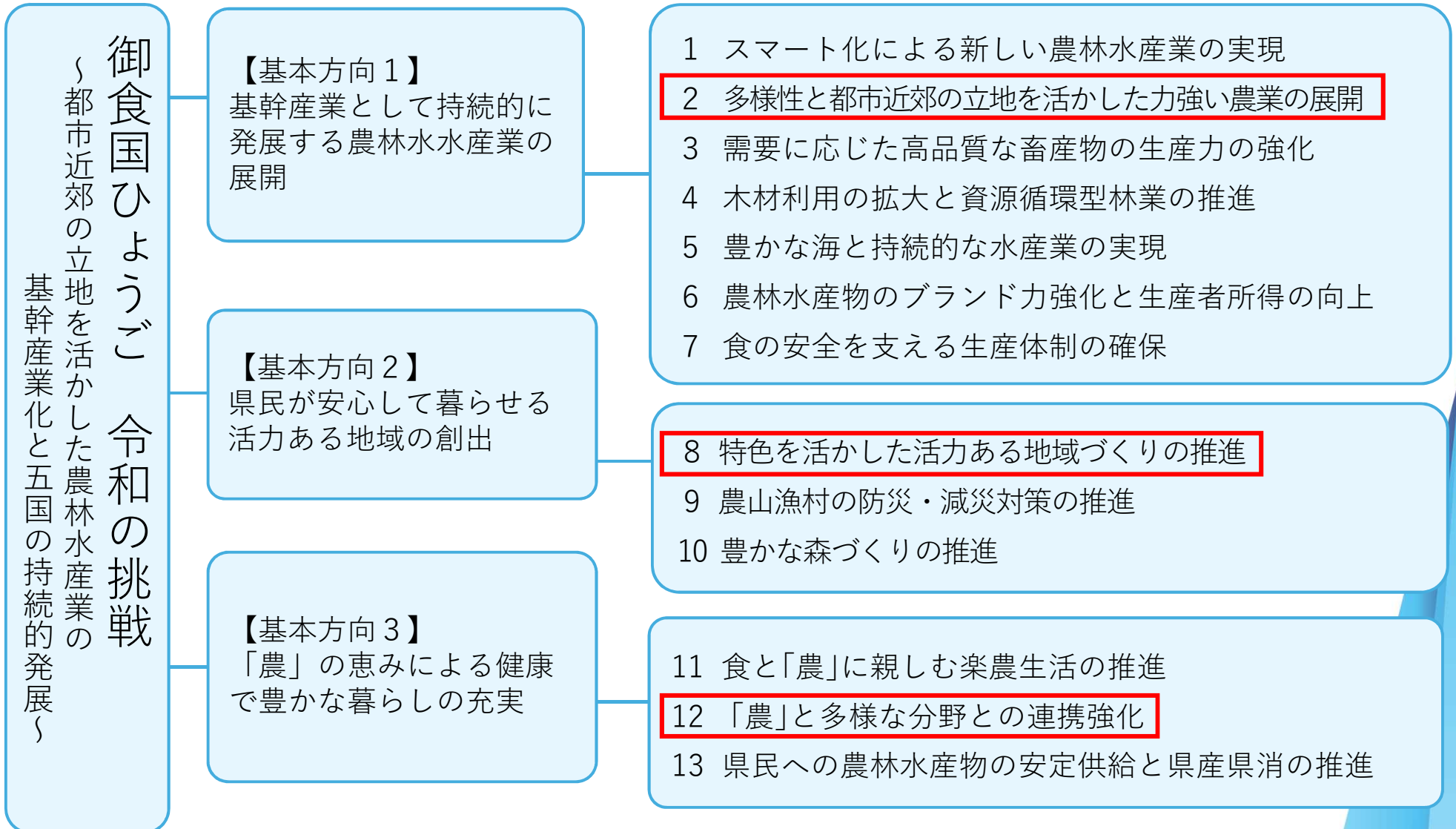


ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



: 資料に掲載している施策項目

I 農業の担い手確保・育成

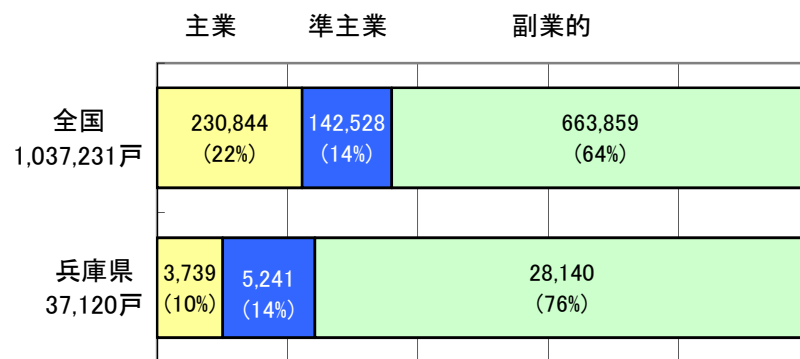
1 農業の担い手の状況

- ・ 本県農業は、**販売農家のうち約8割を副業的農家が占め、基幹的農業従事者^{※1}の平均年齢は70.6歳と高齢化が進行**
- ・ **一農業経営体当たりの経営耕地面積は1.2haと全国平均3.1haの半分以下で、小規模高齢農家による経営が大半を占めており、地域農業の持続性の確保が課題**
- ・ 地域の経済と雇用を支える本県農業の基幹産業化を実現するためには、地域農業の中心的な担い手となる**法人経営体、認定農業者^{※2}や集落営農組織等の経営強化を図り**、効率的かつ安定的な農業経営体として育成するとともに、**次世代を担う新規就農者や農業に参入する企業などを確保・育成**することが必要

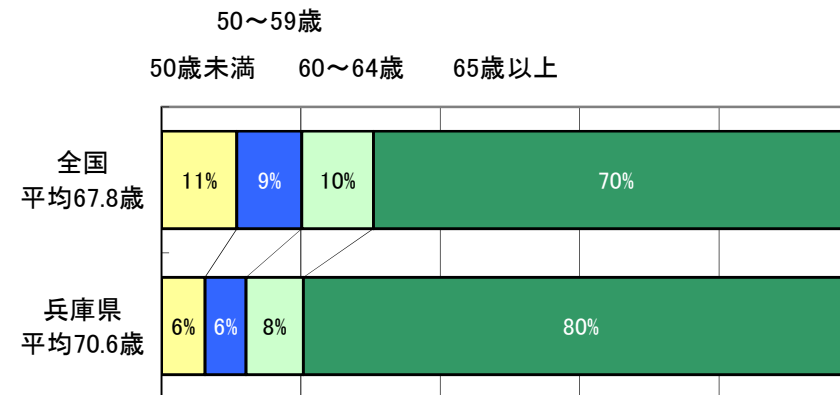
※1 基幹的農業従事者：自営農業従事を主な仕事としている農業者

※2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など農業経営の目標に向けて、経営の改善を進める計画を作成し、市町等から認定を受けた農業者

【農業経営体（個人）の構成比（2020年）】



【基幹的農業従事者の年齢構成比（2020年）】



出典：2020年農林業センサス

I 農業の担い手確保・育成

2 法人化、法人経営の強化等

(1) 現状・課題

- ・ 認定農業者や農業法人等の地域の中心的な担い手については、経営管理能力の向上、対外信用力の向上、経営継承の円滑化、将来の地域農業を担う若年者の雇用就農の場の確保などの観点から、法人化やその経営の強化等を推進
- ・ **法人経営体数については**、集落営農や個人経営体の法人化の進展、企業の農業参入等により**順調に増加傾向**
- ・ **認定農業者数については**、高齢化により再認定を希望しない農業者等が増加傾向にある一方、農地集約化による所得向上や法人経営体の新規認定、認定新規就農者*からの移行により**全体としてはほぼ横ばい傾向**
- ・ 高齢な認定農業者の円滑な経営継承の推進等により、次代の地域農業の担い手を確保・育成することが必要

※ 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など青年等が目指すべき農業経営の目標に向けて、新たに農業経営を始めるための計画を作成し、市町長から認定を受けた農業者

【法人経営体数の推移】（各年度末現在）

（単位：経営体）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R12目標値
法人経営体数	610	652	702	734	770	1,170

（農業経営課調べ）

【認定農業者数の推移】（各年度末現在）

（単位：経営体）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
認定農業者数	2,459	2,469	2,455	2,479	2,451

（農業経営課調べ）

I 農業の担い手確保・育成

(2) 主な取組

ア 経営相談・専門家派遣

- ・ 経営管理能力の向上、経営安定化・発展、法人化、経営継承等を支援するため、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「農林機構」という。）等において、**認定農業者や集落営農組織等に対し、中小企業診断士等の専門家派遣**を実施
（農業経営・就農サポート事業。令和5年度専門家派遣実績：90件）

イ ひょうご農業MBA塾

- ・ 企業の経営感覚に富み、地域を牽引する農業経営体を養成するため、主に認定農業者や青年農業士を対象として、「**ひょうご農業MBA（Master of Business Agriculture）塾**」を開設（平成22年度～令和5年度：修了生146名）
- ・ **受講生は**、マーケティングや労務管理等の知識を習得しながら、年間を通じ、中小企業診断士等の指導の下、**自身の経営レベルアップ計画を策定**
（令和6年度受講者数：10名）

ウ 経営の高度化・多角化に向けた支援

- ・ 法人化や雇用拡大、経営継承、広域化等に取り組む農業経営体に対し、**スマート農機やほ場・経営管理ソフトの導入、経営管理能力や販売戦略に長けた専門人材等の雇用**を支援（農業経営スマート化促進事業）
- ・ 地域の中心的な担い手に対し、生産性向上に必要な機械・施設の整備を支援
（経営構造対策事業）

エ 雇用の促進

- ・ 農業法人が就職先・技術習得先として雇用就農希望者等に選ばれるよう、**就業規則の作成支援**のほか、従業員の経営管理能力向上に関する啓発セミナーの開催、**男女別水洗トイレ・休憩室の設置**等を支援
（労働環境整備事業。令和5年度事業利用者の新規雇用者数：29名）
- ・ 農業者のニーズに応じた労働力確保の実現に向け、J Aグループ兵庫による大手求人サイトと連携した**農業求人サイトの開設を支援**（令和5年度雇用実績：96名）



経営力強化に向けた知識・スキルの獲得を目指す「ひょうご農業MBA塾」



集落営農法人を対象としたスマート農機の導入・実践研修会（加西市）



労働環境向上のため整備された休憩室・水洗トイレ（たつの市）

I 農業の担い手確保・育成

3 集落営農の組織化、経営力強化

(1) 現状・課題

- ・ 小規模で副業的な農家の多い本県において、**集落営農組織※は地域農業の重要な担い手であることから、経営の持続性と収益性の確保に向け、組織化・法人化を推進**
- ・ **着実に組織化・法人化が進む一方で**、機械の共同利用や農地の利用調整のみを行っていた**組織の活動休止・解散もあり**、組織化したものも、**1組織あたりの平均経営面積は12haと全国33haの半分以下**であり、「一定の農業所得のある主たる従事者」がないものが全体の3割以上
- ・ 人口減少により地域力が低下する中、集落営農組織の維持・発展を図るには、**地域の課題解決と合わせた話合いの促進、集落リーダーやオペレーターの後継者育成、広域化**等の推進が必要

※ 集落営農組織：単一又は複数の集落単位で農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織

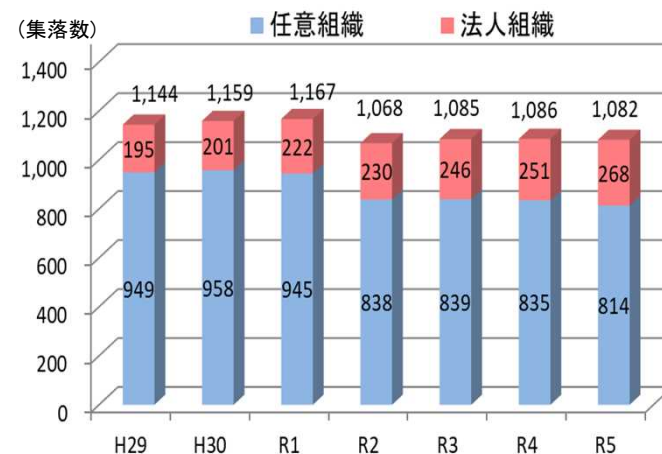
(2) 主な取組

ア 集落営農育成員による組織化・法人化の支援

- ・ 県民局配置の集落営農育成員が、市町・JA等関係機関と連携して地域に働きかけ、「**地域計画**」の策定や**多面的機能支払交付金の活用等に向けた話合いの場を活用し、集落営農の組織化・法人化等を促進**

イ 地域力向上集落営農塾、相談会等の開催

- ・ 集落営農の組織化、法人化、広域化に加え、**組織のリーダー等の後継者を育成**するため、各組織の経営発展段階に合わせた研修会・相談会の開催や、市町域におけるオペレーター確保を目的とした農業機械の研修会等を開催



(農業経営課調べ)

法人化・組織化集落数の推移（累積）



R5.12 集落営農組織経営改善支援研修会（加東市）

I 農業の担い手確保・育成

ウ 兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動支援

- ・他地域との相互研鑽や情報交換等を通じ、集落営農組織の経営レベル向上を図るため、**19の地域段階の集落営農組織連絡協議会が参加する兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動を支援**

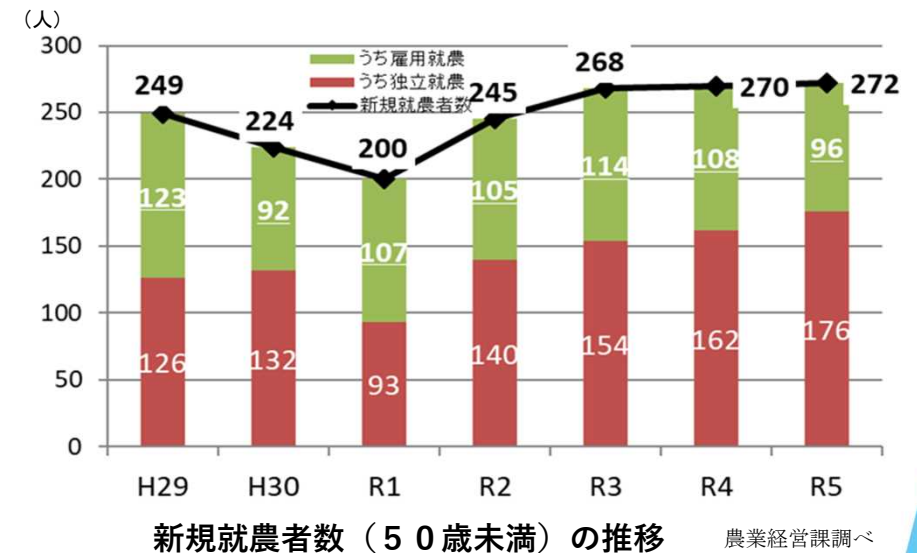


R6.4 集落営農組織リーダーによる組織活性化に向けた意見交換（神戸市西区）

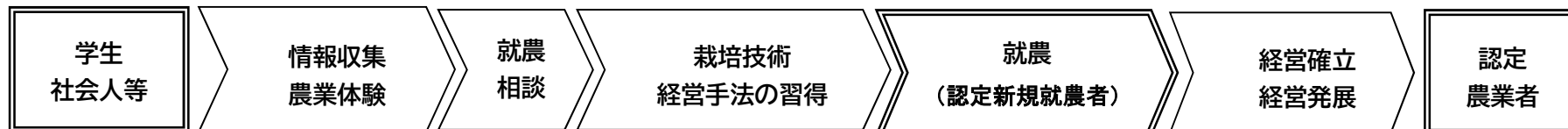
4 新規就農者の確保・定着支援

(1) 現状・課題

- ・新規就農者数（50歳未満）は、**コロナ禍を契機に移住・就農への関心の高まった令和2年度以降、着実に増加**
- ・地域農業の新たな担い手の確保・定着を図るため、**県内外に向けた本県農業の魅力発信をはじめ、研修・雇用の場の提供、就農希望者へのきめ細やかな相談対応、経営安定に向けた伴走支援など、定着までの一貫した支援が必要**



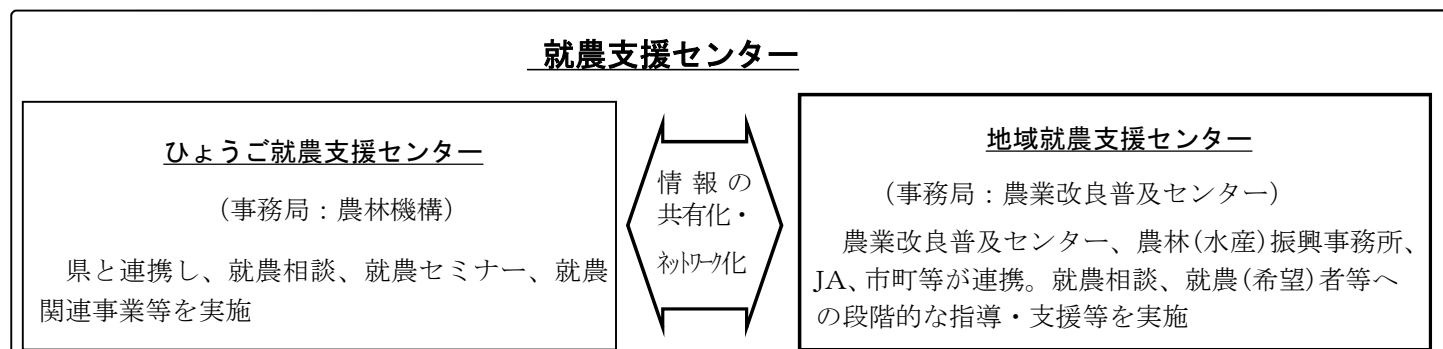
《新規就農者の育成プロセス》



I 農業の担い手確保・育成

(2) 主な取組

ア 就農支援センターによる情報発信



デザインにも工夫をこらしたひょうご就農支援センターのホームページ

- ・ **就農希望者等の相談・支援のワンストップ窓口として**、農林機構及び各農業改良普及センターに「**就農支援センター**」を設置し(平成21年度～)、**就農希望段階から就農後の経営確立までを一貫支援**

(就農支援センター相談件数：1,352件(R元) → 2,032件(R5))

- ・ 就農希望者向けセミナー・相談会での各種情報提供のほか、相談者の希望や状況に応じ、研修機関等の紹介、営農計画の作成支援、各種補助・融資制度利用の助言などを実施

イ 情報収集・農業体験への支援

(ア) 地域主導型就農・定着応援プロジェクト

- ・ 円滑な就農・定着をサポートする地域ぐるみの取組を促進するため、**営農と暮らし両面の支援情報を集約・発信する「地域就農・定着応援プラン」**の取組を地域・産地に提案
- ・ 現在、**17市町で36プランが作成**され、就農希望者と地域のマッチングや、各地の多彩な農業の情報発信ツールとして効果を発揮(各プランは県及びひょうご就農支援センターのwebサイトで公開中)

《地域就農・定着応援プラン作成・活用事例》

有機農業で地域活性化を目指す市川町笠形地域では農業者や町職員等で構成する協議会が中心となり、H30年度にプランを作成。

同地域で有機農業の実践を目指す若い世代の確保につなげている。



地域ぐるみで就農支援を行う協議会メンバー(市川町)

I 農業の担い手確保・育成

(イ) 農業体験機会の提供

農業に関心のある者に対し、農業法人や農業経営士等の受入れ側への経費支援等を通じ、**インターンシップ**（**短期：7日間以内、中期：30日間以内**）の機会を提供

ウ 栽培技術・経営手法習得の支援

(ア) 農業研修機会の提供

本格的な独立就農を目指す者に対し、**長期（1年間）の実践的研修**を実施

県立農業大学校 ：新規就農者等育成研修（実践研修）
兵庫楽農生活センター ：就農コース

(イ) 就農準備資金の交付

就農開始に向けて、**研修による技術習得を後押しするため**、県・市の研修施設や先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し、**資金を交付**（**最長2年間：最大150万円/年**）

エ 就農、経営の確立・発展への支援

(ア) 独立就農に向けた支援

a 認定新規就農者への誘導

融資制度等を活用して早期の経営安定が図られるよう、就農支援センター等において新規就農者の青年等就農計画の策定を支援

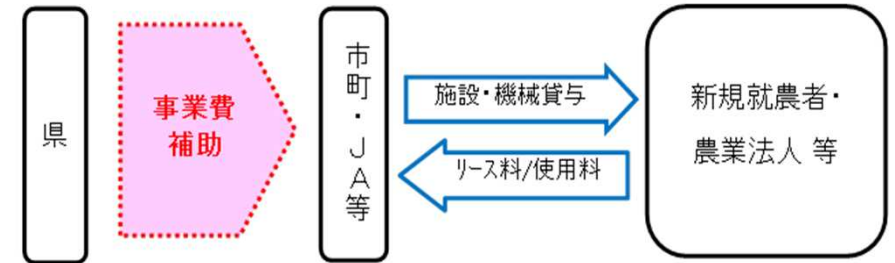
b 就農後の経営発展支援（初期投資軽減）

就農後1～2年目までの独立認定新規就農者に対し、**経営発展に必要な機械・施設、家畜の導入等を支援**
（令和5年度活用実績：36経営体）

I 農業の担い手確保・育成

c 農業施設等の貸与支援（初期投資軽減）

J A等が園芸施設等を整備し、新規就農者・定年帰農者、規模拡大農業者等に貸与し、初期投資軽減を図る取組を支援（令和5年度活用実績：28経営体）



《農業施設貸与事業による施設導入事例》

他産業に就職するも、農業をしたいとの熱い思いから兵庫楽農生活センターで研修を受け、親方の指導の下、イチゴ農家に転身。

燃油や資材費の高騰で経営が厳しい状況下、補正予算で緊急措置された農業施設貸与事業（省エネ型）を活用し、令和5年度に12.5aのイチゴハウスを増設。

更なる規模拡大による雇用創出を将来の目標とし、日々、栽培技術の向上に取り組んでいる。

【導入施設】 園芸用ハウス（3連棟）
省エネ機器（暖房設備・内張カーテン・自動環境制御装置等）



導入されたイチゴハウス（加古川市）

d 経営開始資金の交付

就農直後の経営を支援するため、独立認定新規就農者に対し資金を交付（最長3年間：150万円/年）

e 親方農家とのマッチング

新規就農者の円滑な定着を図るため、**非農家出身等の新規就農者に対し**、地域就農・定着応援プラン等に基づき**後見人的な活動を行う親方農家をマッチングの上、栽培技術・経営指導や地域への溶込みを支援**（地域の担い手定着応援事業）

(イ) 雇用就農を推進する農業法人等へ支援

・農業人材の拡大を図るため、就農希望者を雇用し、農業就業または研修後の独立就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させる実践的な研修を実施する農業法人等の取組を支援

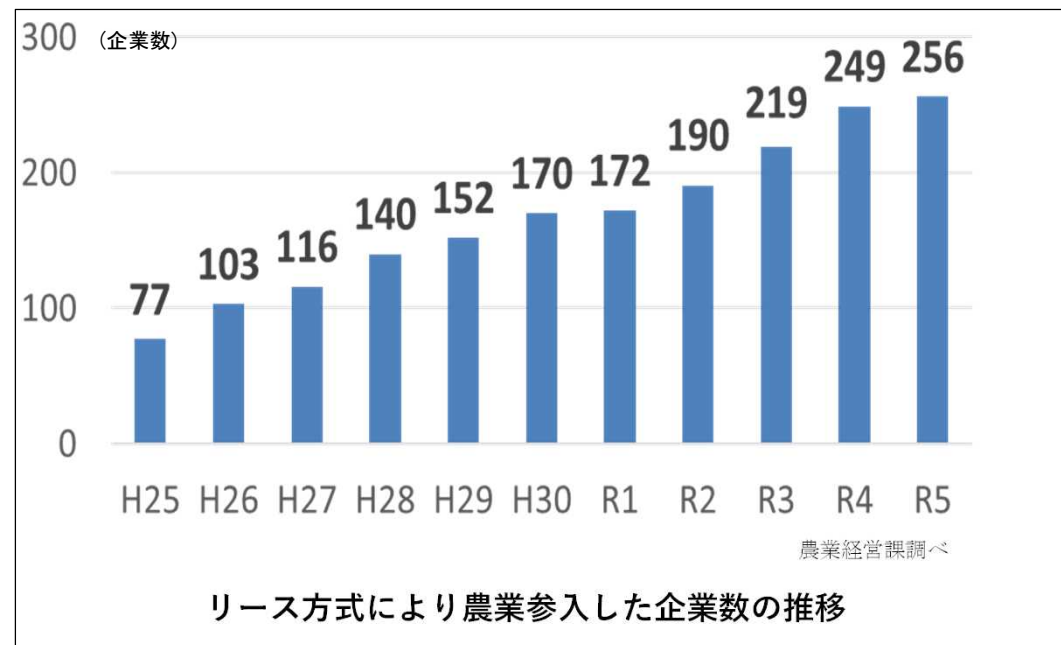
（雇用就農資金 令和5年度活用実績：38経営体で43人）

I 農業の担い手確保・育成

5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成

(1) 現状・課題

- ・平成21年の農地法改正により、リース方式での農業参入が自由化されて以降、**企業による農業参入は年々増加しており、本県の参入企業数は全国最多** (R5.1)
- ・一方で、生産技術の確立の困難さ、本業不振等により一部で撤退事例もあり
- ・事業の多角化等に伴う参入のほか、原材料確保や地域貢献などの**企業の参入ニーズは多様化**
- ・地域農業を支える担い手等として、**ニーズに応じた円滑な参入・参画と早期定着への支援**が必要



(2) 主な取組

- ア **農業参入フェア等での情報提供等**
(希望品目等の聴取、候補地情報の提供)
- イ **就農支援センターにおける企業相談専門員による相談対応 (令和5年度～)**
(相談件数：34件 (R4) → 77件 (R5))
- ウ **栽培技術の指導**や加工品開発等の取組支援
- エ **農業機械・施設の導入支援**



農業参入フェアにおいて参加企業へ情報提供を行う企業専門相談員 (大阪国際会議場)



農業参入を検討する企業を対象に農地制度等の研修を行うセミナーの開催 (神戸市)

I 農業の担い手確保・育成

6 農福連携の推進

(1) 現状・課題

- ・ **農福連携とは**、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、**農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現**する取組
- ・ 農業部門においては、**働き手の確保のみならず、労働環境を改善する契機**になるなど、**農業の生産性向上にも効果あり**
- ・ 福祉部門との一層の連携強化により、農福連携の実践的な取組のさらなる拡大が必要

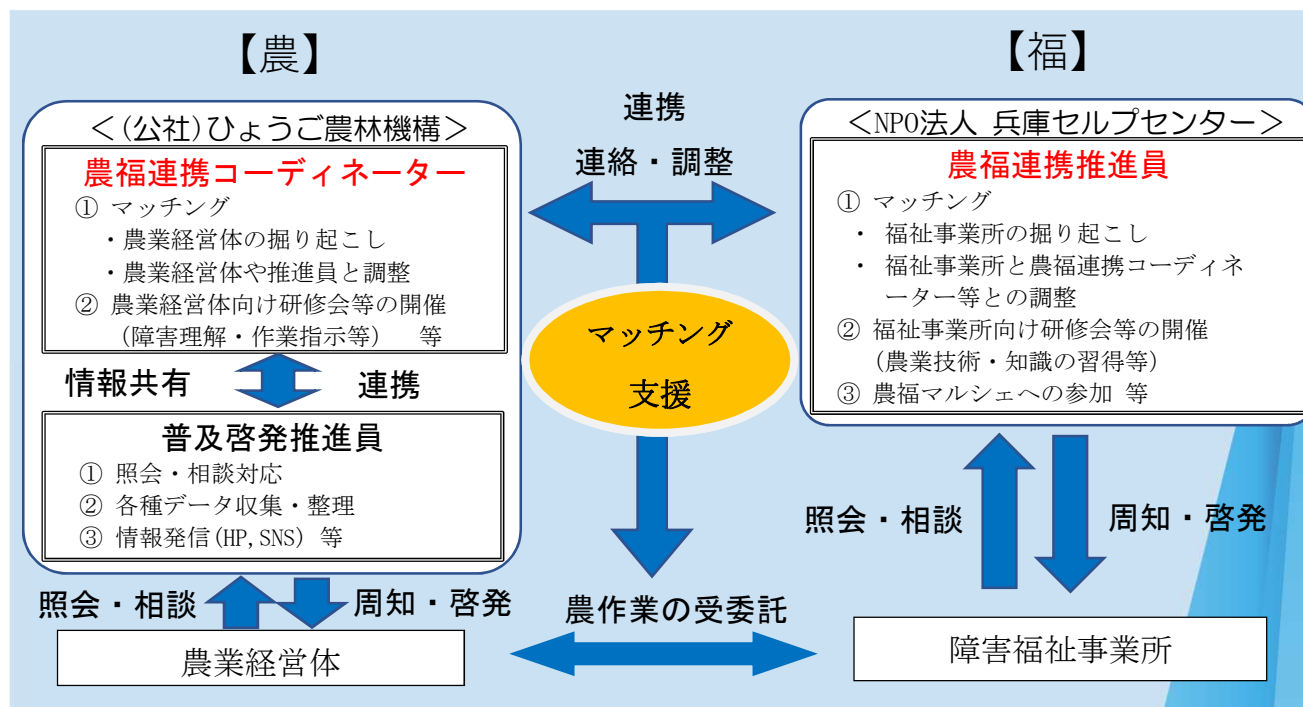
【農福連携取組数の推移】（各年度末累計）（単位：件）

区分	R1	R2	R3	R4
農福連携取組数	90	151	256	300

（福祉部ユニバーサル推進課調べ）

(2) 主な取組

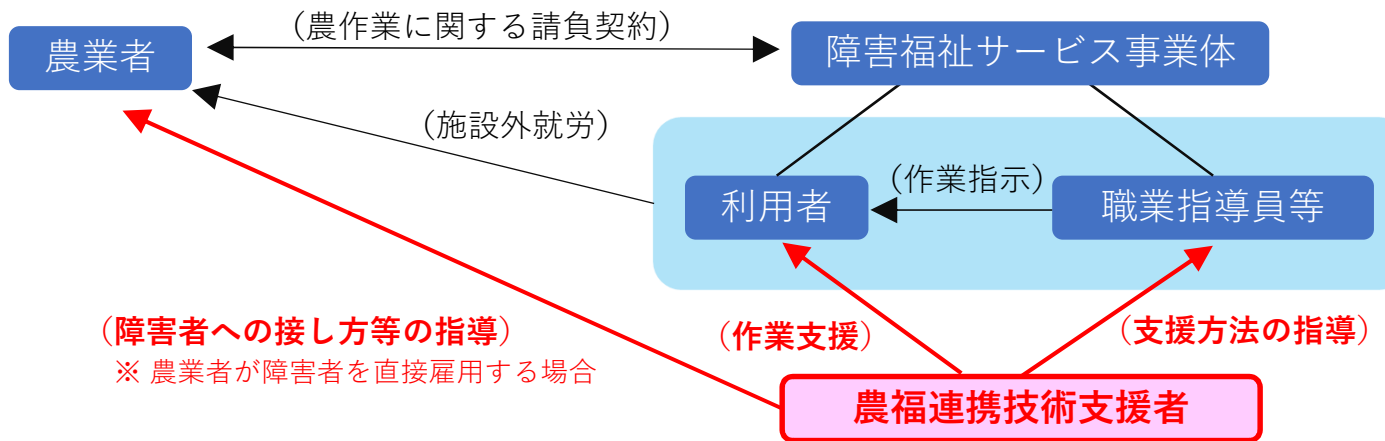
- ア 農業者等への普及・啓発のため、**先進的事例を紹介するパンフレット**を作成・配布、障害について理解を深め、**障害者の受入方法を学ぶ研修会**を実施
- イ 農業者の受入体制づくり、円滑なマッチングのため、**農林機構に農業者向け相談窓口を設置**し（令和3年度～）、農福連携コーディネーターが福祉サイドの農福連携推進員と連携して**農作業の委託先となる福祉事業所の紹介**や、インターンシップ等の実施を支援
- ウ 県内の農福連携モデルを育成するため、農業者の知識習得等や農機具類導入等を支援



I 農業の担い手確保・育成

工 農業と福祉の両方に関する知識を持ち、農福連携を現場で実践する手法を助言できる専門人材である「農福連携技術支援者」を育成する研修の実施

【農福連携技術支援者の役割】



農福連携技術支援者とは
農福連携技術支援者とは、農福連携に関わる当事者（農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職員・指導員・障害者本人等）に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。
修了試験を含む全ての研修過程を受講し、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」として、現場における支援を行うことができます。

- | | |
|--|---|
| <p>受講対象者</p> <p>次のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農福連携に関わっている方、またはこれから関わりとうとする方（農業者、障害福祉事業所職員、JA職員、自治体職員等） 2. 研修内容のすべてを受講できる方 3. 研修終了後に「兵庫県農福連携技術支援者リスト」に登録・公表が可能で、兵庫県内で農福連携を推進するために活動できる方 | <p>受講申込</p> <p>以下のWEBサイトに掲載されている申込フォームから申込みください</p> <p>申込期間：令和6年7月16日（火）から8月15日（木）</p> <p>※応募者多数の場合は、兵庫県在住者を優先して受講者を決定します</p> <p>※受講者決定の詳細等についてはお答えできませんので、ご了承ください</p> <p>【受講申込に関する問合せ先】
（公社）ひょうご農林機構 農村・担い手 地域づくり課（担当：橋本 伸博）
TEL：078）361-8131 E-mail：noukaibu@forest-hyogo.jp</p> |
|--|---|

R6年度から開始した農福連携技術支援者研修の受講者募集チラシ

《トマトの高度環境制御栽培施設における農福連携事例》

- ・ハウス4棟で大玉トマトの養液栽培に取り組む(株)ジェイエイファーム六甲の「ゆめファームはぜたに」では、以前から特別支援学校の生徒を授業として受入れていたこともあり、就労継続支援A型とB型の2か所の福祉事業所と委託契約を締結。
- ・福祉事業所の指導員へ作業内容を丁寧に説明することで、利用者の理解も早まり、清潔なハウス内でいきいきと作業に従事。当初の委託作業に加え、段階的に収穫作業も任せるなど、相互理解を深めながら作業のバリエーションを広げ、労働力不足の解消、就労機会の拡大を推進。



古くなった下葉を摘み取る「葉かき作業」



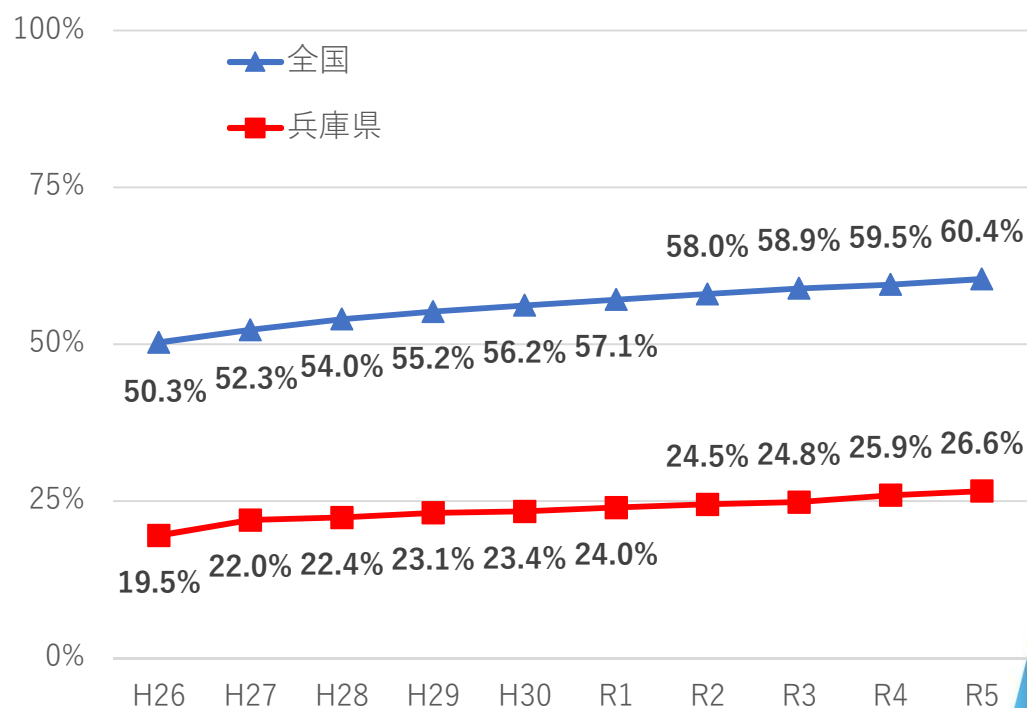
摘み取った下葉の搬出作業

II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

1 現状・課題

- ・本県の**担い手への農地の集積状況は**、令和5年度末時点で**耕地面積の26.6%**と、全国平均に比べると低調
- ・要因は、担い手と農地所有者の間の条件面（立地条件やほ場の規模等）のミスマッチ、土地利用型農業の担い手の世代交代の遅れや、規模拡大に伴う畦畔の草刈りや農道・水路等の管理作業の負担増への危惧など
- ・このため、**地域の担い手と農地のあり方に関する将来像を、地域全体的話し合いの下、「地域計画※」として明確化し**、担い手の確保・育成に向けた施策と、農地の集積・集約化や維持・保全に向けた**施策を一体的に推進していくことが重要**
- ・併せて、地域農業と農村環境の維持に向けて、**担い手と自給的農家・非農家等の役割分担により、地域の多様な人材が支え合う地域の協働体制を確立し**、持続的な農地の有効利用を図ることが必要

【耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア】



(出典：担い手の農地利用集積状況調査)

※ 地域計画

- ・改正農業経営基盤強化促進法（R5.4.1施行）第19条に基づき、**市町が**農業者等の協議結果を踏まえ、**「地域農業の将来のあり方」や、農用地の効率的かつ総合的利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）などを明確化し、公表した計画**
- ・市町は「市街化区域等除いた区域」を対象に、**令和7年3月末までに地域計画を策定することが必要**

II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

2 主な取組

(1) 地域計画の策定・実践の推進

ア 担い手の確保・育成と農地の有効利用につながる関連施策※を一体的に推進するため、県関係機関の連携体制を整備の上、地域計画の策定及び実現に向けた市町への伴走支援を強化

※関連施策：地域計画の策定、集落営農組織化・法人化、農地中間管理事業、鳥獣被害集落自立サポート事業、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、農業生産基盤整備事業、多自然地域づくりプロジェクト(地域再生大作戦)など

イ 計画策定に係る **地域の話合い等をサポートするため、専門人材を登録し、市町等の要請に応じて専門家を紹介する「ひょうご地域計画推進アドバイザー制度**（農×ミライよりそい隊）」を創設

<実績>

- ・登録者数：43名（地域づくりアドバイザー、県OB、行政書士等）
- ・市町からの計画策定に係る業務委託や、地域の話し合いの場におけるファシリテーターとしての派遣要請を受けて活躍中

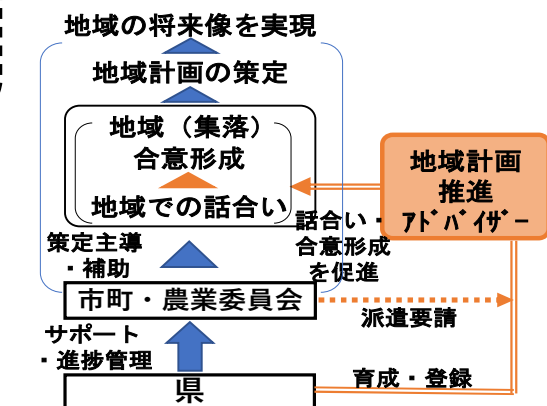
ウ 地域計画の策定を担う市町の取組を支援するため、各市町でハードルになっている **共通の課題や解決に向けたアイデア、優良事例等の共有を図る市町担当職員向け研修会「地域計画交流カフェ」**を開催

<実績>

- ・令和5～6年度に全5回開催
- ・研修テーマ
 - ①協議の場の設置について、
 - ②目標地図作成の手法について、
 - ③地域計画策定後の関係法令との関係について、
 - ④県内の取組事例について、
 - ⑤実効性のある地域計画について



協議の場での地域での話合いの様子（福崎町）



ひょうご地域計画推進アドバイザー制度



市町担当者向け「地域計画交流カフェ」の開催（朝来市）

II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

エ 地域計画の推進に係る取組について**農業者に加えて広く県民にも認知してもらい、県全体で地域計画推進の機運を高める**とともに、地域農業を守るために**幅広い人に関わってもらえるよう**、県広報紙やテレビ番組等を活用した**広報活動を実施**

《県民情報番組「ひょうご発信！」(R6.9.15放映)》 [左・中：市職員の活動紹介、右：計画策定に参加した新機就農者の声]



兵庫県における地域計画の進捗状況 (R6.7末時点の国工程表ベース)

	全体	①協議の場の設置に係る調整	②出し手・受け手の意向把握	③協議の実施、取りまとめ	④目標地図の素案作成	⑤地域計画案の取りまとめ・策定
		工程表数	2,641	1,997	1,559	1,006
進捗率	—	76%	59%	38%	27%	12%

★地域計画策定済の地区数 (令和6年9月末時点) : 11市町 102地区

7 地元の農産物を食べて地域農業の応援を

農産物直売所には地元で取れた新鮮な旬の野菜や果物がずらりと並び、多くの買い物客にぎわいますが、兵庫の農業は生産者の半数近くを70歳以上が占めているのが現状で、将来的に今の生産を維持できなくなることが懸念されています。そのため県では市町と共に、地域と農家の話し合いを通じて、誰がどのように農地を使い効率的に農業を行っていくのかという将来図を描く地域計画の策定を進めています。地元で愛されている農産物が10年先も生産され皆さんの食卓を彩るよう、これからは県産食材を積極的に食べて地域農業を応援してください。(県農業経営課)



II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

(2) 農地中間管理事業の推進

- ア 農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、**県は（公社）ひょうご農林機構を農地中間管理機構**（以下「**農地バンク**」という。）に**指定**し、市町・農業委員会等と連携しながら、農地所有者からの農地の借受けと担い手への農地の貸付けを実施
- イ 事業推進にあたっては、**農地中間管理事業推進方針に基づき、県関係機関・農地バンク・農業団体等との連携のもと**、各農林（水産）振興事務所を農地バンクの地域農地管理事務所に位置づけ、農地集約推進員や農地集約化協力員を配置の上、**担い手への農地の集積・集約化を推進**
- ウ なお、令和3年度に（公社）兵庫みどり公社と（一社）兵庫県農業会議との統合により、（公社）ひょうご農林機構が誕生し、農地の有効利用、担い手育成、地域づくりの一体的推進体制が強化されたことから、**県内約1,000名の農業委員及び農地利用最適化推進委員等と一層の連携を図り事業を推進**



II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

【農地中間管理事業の推進に向けた各種取組】

- ① 農業委員・農地利用最適化推進委員等との一層の連携強化
- ② いきいき農地バンク方式の推進
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業※の活用
 - ※ 農地バンク借入農地を対象として、農業者から工事に係る費用負担を求めずに農地整備行い、担い手への農地集積を加速する事業制度
- ④ 機構活用率に応じ農地の出し手に交付される地域集積協力金の活用等



農地中間管理機構関連農地整備事業による
神戸市西区（井吹南地区）のほ場整備予定図
（工期 R6～R11）

【農地中間管理事業による新規転貸等面積の推移】

- ・ 令和5年度の農地中間管理事業の実施状況としては、**転貸面積が574haと前年度の約7割程度**にとどまった。
- ・ **要因としては**、農地の将来の利用者を地域で話合う**地域計画の取組の初年度となったことから**、一部の農地所有者においては当面の貸借等を控え、**まずは計画づくりの取組に注力された**こと等が考えられる。
- ・ **令和7年4月からは農地貸借の手法が原則農地中間管理事業に統一される**ことから、**今後は同事業の活用件数は増加する**ものと推測

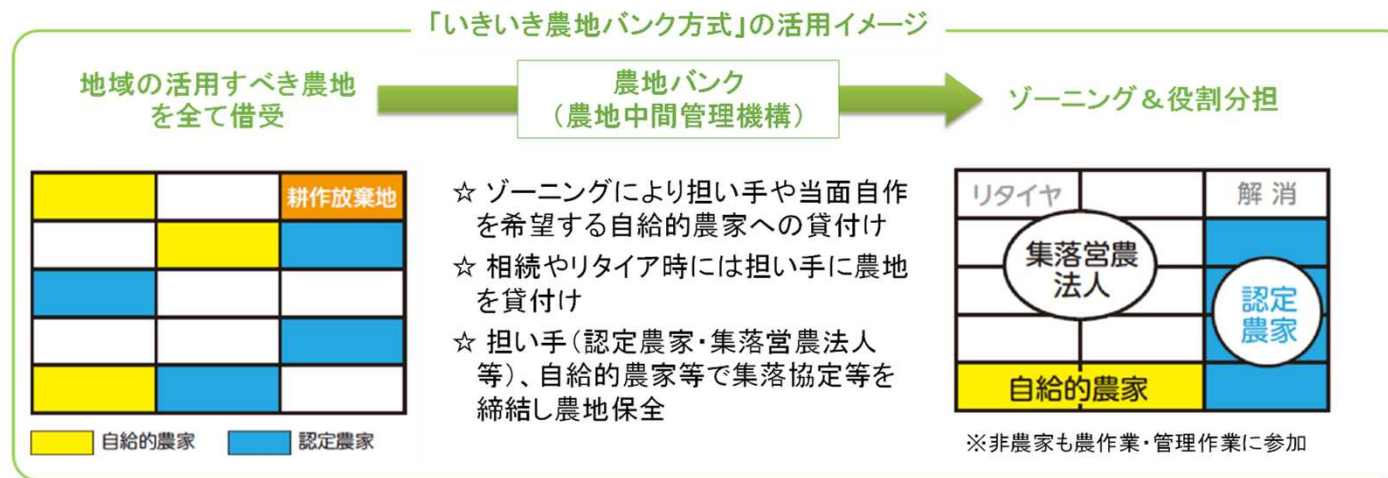
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	累計※	目標(R5)
面積(ha)	408	2,235	316	449	482	568	782	853	816	574	7,483	25,000
借受者数(人)	45	331	172	180	250	305	621	890	875	791	3,327	—
転貸件数(件)	51	529	266	331	457	497	905	1,070	1,127	1,035	6,268	—

II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

(3) 地域協働体制の構築（いきいき農地バンク方式）

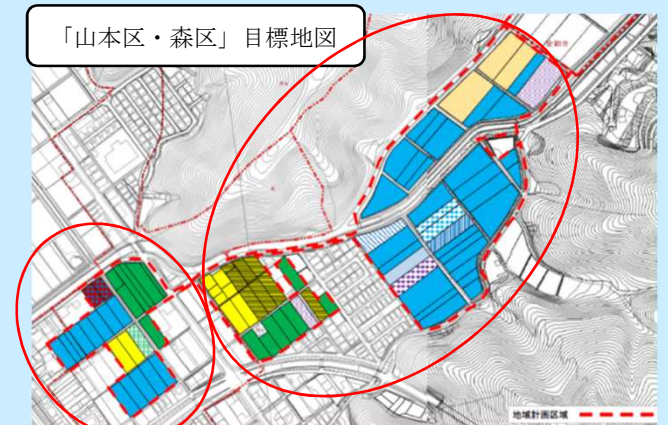
- いきいき農地バンク方式は、**地域合意のもと、農地バンクが活用すべき農地を丸ごと借り受け**、担い手の状況や農地のゾーニング意向に基づき自給的農家まで貸し付けた上で、**担い手と地域の役割分担により、地域全体で農地の有効活用と水路・農道等の保全を図る本県独自の取組**で、令和元年度から推進

(令和5年度末時点のいきいき農地バンク方式取組地域：130地区173集落)



《地域計画の実現に向けた「いきいき農地バンク方式」活用事例》

- 高齢化が進む豊岡市の山本集落・森集落では、小規模な水田単作農家が多く、農地の保全や円滑な利用継承への懸念が強まっていた。
- 担い手への農地の集約化や自給的農家と連携した農業資源の保全・管理体制を整備し、集落全体で農地の有効活用を図るため、**中心となる担い手が共通する集落が合同で一つの地域計画を策定**。
- 区域内農地面積の9割超を「いきいき農地バンク方式」により、農地バンクを介して担い手（2経営体）及びその他の10経営体へ転貸し**、地域計画の円滑かつ着実な実現に備えている。



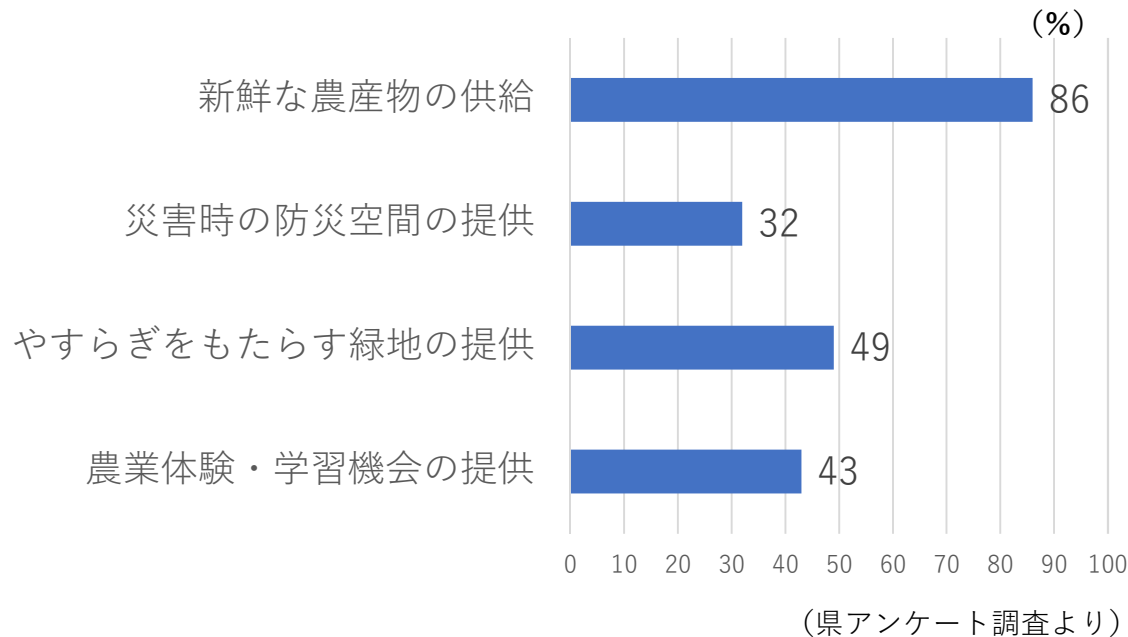
担い手が共通（青色の農地）の2集落が合同で作成した地域計画の「目標地図」

III 都市農地を活かした経営

1 現状・課題

- 都市農地には、**新鮮な農産物供給**だけでなく、**防災機能**、**福祉的活用や学習機会の充実**、**良好な景観形成の促進**等、多様な機能が存在
- 一方、都市部も農業振興地域内と同様に、**高齢化**、**後継者不足が深刻化**しており、**相続や廃業を契機とした急激な農地減少**を食い止め、**都市農業が将来にわたり安定的に継続されるよう**、**振興を図ることが必要**
- また、都市農業は、周辺環境への配慮がとりわけ求められることから、市町が主体となって振興を図り、地域住民による農業や都市農地の多様な機能への理解を促進することが重要

都市農業に期待する機能



年間を通じ多様な野菜が生産される都市部の農場
(西宮市)

III 都市農地を活かした経営

2 主な取組

(1) 市町計画策定や制度活用の働きかけ

ア 平成27年に施行された都市農業振興基本法に基づき、県では、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、農業者と地域住民が共存し、都市農業が将来にわたって安定的に継続されることを目的として、「**兵庫県都市農業振興基本計画**（H28～R7）」を策定（H28.11）

イ 県内の都市農地を有する**市町に対し、都市農業振興基本計画の策定、生産緑地制度の活用を推進**するほか、関係機関と連携し、**特定生産緑地制度**^{※1}や**都市農地貸借法**^{※2}、**防災協力農地制度**についての**情報提供等を行い、活用に向けた働きかけ**を実施

※1 指定から30年を経過する生産緑地について、所有者やそれ以外の利害関係人の同意を得て、特定生産緑地として10年指定する制度。平成4年に指定を受けた生産緑地の約9割は特定生産緑地となった。

※2 同法律を活用すると、都市農地を借りて自ら耕作する場合、農地法に基づく賃借期間の自動的更新制度は適用されない。また、都市農地を借りて市民農園を開設する場合、開設者は、特定農地貸付法の例外として、地方公共団体等を介さず、農地所有者から直接借りることができる。いずれも、相続税法に基づく相続納税猶予制度は継続。

(2) 普及啓発

ア 市町等を対象とした研修会における都市農地貸付法を活用した農福連携の取組など、**県内外の優良事例の紹介**

イ 都市農業への理解を促進するため、**ひょうご都市農業支援センター（伊丹市）を拠点とした都市農業に関する情報の発信**や都市住民を対象とした**学習講座を開催**



市町等を対象とした都市農地貸借法に関する研修会（神戸市）

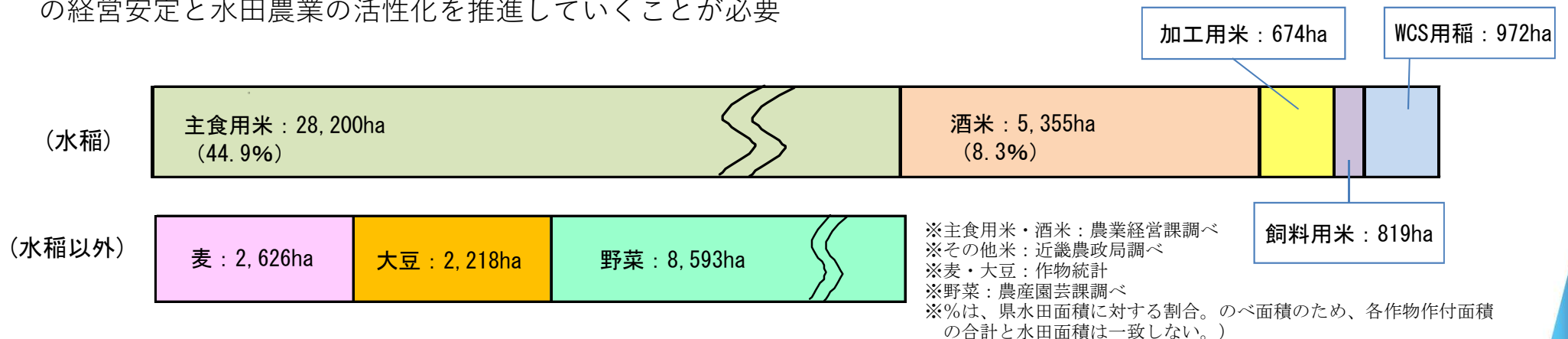


ひょうご都市農業支援センターでの年間を通じた企画展の開催（伊丹市）
[栗展：R6.9.11～10.9]

IV 水田を活用した経営の安定

1 現状・課題

- ・ **耕地面積の9割以上を水田が占め、そのうち5割強の面積で主食用米・酒造好適米を作付け**
- ・ 水稲の他には、県内製粉事業者や酒造業者等と連携した**麦・大豆、加工用米**、畜産農家と連携した**飼料用米等**のほか、都市近郊の立地を活かした**施設園芸野菜、露地野菜等**を作付け
- ・ 人口の減少及び国民一人当たりの消費量も減少するなか、主食用米については、**産地や生産者が自らの経営・販売戦略に基づき、消費者や実需者の需要に応じた生産・販売**をすることが重要
- ・ このため、国施策等を最大限活用しながら、**地域による水田のフル活用と収益力の強化の取組**を進め、生産者の経営安定と水田農業の活性化を推進していくことが必要



2 主な取組

(1) 需要に応じた生産の推進

ア 需要動向等の調査・分析、情報提供

- ・ 生産者の自主的な作付け判断を支援するため、県と農業関係団体等で構成する**兵庫県農業活性化協議会が県産米の需要動向等を調査・分析のうえ、生産者等へ情報提供**
- ・ また、産地・生産者が長期的な視点から水田の活用を検討する際の参考となるよう、**生産者や地域協議会、県産農産物を取り扱う実需者との情報交換会**を開催

IV 水田を活用した経営の安定

イ 生産目安の算定・提供

- ・全国的な米の需給見通しや県産米の需要動向等を踏まえ、**生産者の主食用米の作付の参考材料として「生産目安」を算定・提供**
- ・令和6年産の酒米を除いた主食用米の生産目安については、国が示した現状維持の方向性や県内生産状況、本県産米の在庫状況、各地域や県内集荷業者の意向を踏まえ、**令和5年産実績を上回る150,000トン（令和2～5年産と同じ）と算定**

【生産目安】	区分	令和6年産	<参考> 令和5年産	
		R5.12 各地域協へ提供	目安	実績
	主食用米※ (面積換算値)	150,000トン (29,940ha)	150,000トン (29,940ha)	141,282トン (28,200ha)

※ 酒造好適米は、契約栽培主体のため生産目安の対象数量からは除かれている。（農業経営課調べ）

ウ 契約栽培等出荷相談先リストの作成・提供

実需者等との事前契約等に基づく安定的な生産を推進するため、**業務用米や加工用米を取り扱う業者から聞き取った契約栽培の意向をとりまとめた契約栽培等出荷相談先リストを作成し、情報提供を実施**

(2) 主食用米以外の作物の生産推進

ア 飼料用米、WCS※用稲

県内畜産農家の需要があり、水稻栽培も維持できることから、飼料用米の作付支援(県産地交付金)や、出荷相談先リストの提供等を通じ、生産を維持・拡大

※ WCS：ホールクロップサイレージ。子実を目的に作られた作物を茎葉と子実を一緒に収穫してサイロなどで発酵させた飼料

イ 麦、大豆

県内食品事業者等の需要があり、田畑輪換で取り組めることから、排水対策や、難除雑草対策、水・肥培管理等の基本技術の励行により、作付面積を拡大

ウ 収益性の高い特色ある野菜等園芸作物

施設野菜栽培における環境制御技術や、露地野菜栽培における機械化一貫体系の普及等により産地化を推進

IV 水田を活用した経営の安定

(3) 経営所得安定対策等国の施策の活用

ア 水田活用の直接支払交付金の活用

(ア) 戦略作物（麦・大豆等）等への支援

主食用米以外の戦略作物等の生産拡大を、**全国統一単価の交付金（戦略作物助成等）により支援**

（令和5年度交付実績速報値：29億6千万円）

(イ) 産地交付金

県及び地域で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、**各地域が主体的に用途・単価を設定する**

「産地交付金」戦略的に活用し、地域の特色ある産地づくりを支援

（令和5年度交付実績速報値：39地域協議会管内の農業者に13億9千万円交付）

(ウ) 国庫事業を活用した生産面積拡大支援

需要のある麦や大豆、飼料用米、輸出米、米粉用米、野菜等の面積拡大に向け、国庫事業を積極的に活用

- ・ コメ新市場開拓等促進事業（令和5年度活用実績：7協議会 1千3百万円）
- ・ 畑作物産地形成促進事業（令和5年度活用実績：7協議会 2千9百万円）
- ・ 県産農産物拡大応援事業（都道府県連携型助成）（令和5年度活用実績：26協議会 1千5百万円）

イ 経営所得安定対策

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とする以下の施策の活用も、引き続き推進

(ア) 畑作物の直接支払交付金（**ゲタ対策** ※1）

対象畑作物（**麦・大豆(白)・そば・なたね**）の生産について、**標準的な生産費と販売価格の差額分等の交付**により支援（令和5年度交付実績：328件 8億8千万円）

※1 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦・大豆(白)・そば・なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度。

(イ) 収入減少影響緩和対策（**ナラシ対策** ※2）

米・麦・大豆等の当年産販売収入の合計が標準的収入を下回った場合、差額の9割を、国交付金と農業者の積立金で補填（令和5年度交付実績：42件 3百万円）

※2 米価等が下落した際に収入を補てんする制度。